

村の“ほっと”ステーション のぎく荘だより

2023.3.31

No. 61

発行 社会福祉法人
西原村社会福祉協議会

阿蘇郡西原村大字小森 572 番地
地域福祉センター内
TEL096-279-4141 FAX096-279-4388
総合相談専用 096-279-4140



デイサービスコーナー……………	2～5
西原すみれの会……………	6～7
西原村指定訪問介護事業所……………	8～9
ケアマネジメントコーナー……………	10～11
THE！男の料理人・のぎくの会……………	12
安心ネットワーク（緊急連絡票）の配備……………	13
やまびこ＆つなげるネットワーク……………	14

子育てサポートセンター……………	15
一人で悩んでいませんか？……………	15
西原村生活たすけ愛サポート事業……………	16～17
命を支えるフードバンク活動……………	18
にしはら地域包括支援センター……………	19
西原村地域支えあいセンター……………	20～21
赤い羽根共同募金運動……………	22

※この広報紙の作成費及び、掲載事業の一部には社会福祉協議会会員会費及び赤い羽根共同募金の配分金が使用されています。

のぎく荘デイサービス』

調理活動

今年も昼食のカレーやシチュー、おやつ作りなど様々な調理活動を行いました。その中でも2月には西原村で一番長〜い恵方巻作りに挑戦。初めての挑戦でしたが、皆さんで協力して約3メートルの恵方巻が完成しました。



だごをしっかり作ってま〜す。



鬼のパンケーキ完成！



鬼の顔を書いて〜(^_^)



しっかり炒めて〜！



恵方巻づくり



長〜い恵方巻の完成！

昔懐かしいだんご汁&羽釜でご飯炊き

皆さん「昔はよくだんご汁を作っていたねー」と懐かしそうにお話しながら、羽釜の火加減や火起こしも手際よくされ、美味しそうなだんご汁とご飯ができました。



火加減も調節して



だんごを“トントンパタパタ”♪♪



自分たちで作ったつはうまか〜

『笑顔いっぱい！』

中庭で家庭菜園

5月に落花生の種を、2月にはスナップエンドウの苗を皆さんで協力して植えられました。植え付けも収穫も皆さん手慣れた様子で、たくさん収穫することができました。



ここに植えようかな～



さすがの手つきです!!



収穫もお手のもの



いっぱいなるとると良かな～



たくさん
実りました

こぎゃんあったばい(^_^)

のぎく神社で初詣

今年は新型コロナウイルス感染防止と、強烈な寒波のため、白山姫神社に参拝に行くことを断念しましたが、白山姫神社の神主様にのぎく荘においでいただき、今年一年の祈禱をしていただきました。のぎく荘オリジナルの絵馬にも皆さん思い思いのお願い事を書かれていました。



今年もいい年でありますように(^_^)



お賽銭も入れて



立派な鳥居も完成!

映画鑑賞会

初めての試みとして「映画鑑賞会」を開催しました。皆さんのリクエストにより「男はつらいよ」や「釣りバカ日誌」を上映しましたが、皆さんリラックスされながらも真剣に見入っておられました。



懐かしかな～(^_^)



お茶を片手に



気分は映画館

クリスマスツリー作り&ビンゴゲーム大会

皆さんでミニクリスマスツリーを作りました。可愛いらしい卓上サイズのクリスマスツリーがたくさん出来上がりました。その後はプレゼントが当たるビンゴゲーム大会!皆さん真剣に数字を探されてました。



良かとのできたね♪



節分 de 豆まき

節分には恒例の豆まきを行いました。今年は豆の代わりにまるめた新聞紙を鬼に向かって「鬼は外～。福は内～」と投げられてました。



変な鬼の登場!



もう許して～(=_=)



鬼をやっつけました!

デイサービスコーナー

新型コロナウイルス感染症の拡大により、のぎく荘でも万全の感染防止対策に努めています。職員の出勤前の体温測定や週一回の抗原検査、お迎え時の体温測定や小まめな換気、規定時間ごとの体温・酸素飽和度（SPO2）測定や活動後・昼食前の手指消毒等を実施しています。

普段通りの活動はできませんが、今の状況でできることは何かを考え、ご利用者様が継続して元気に過ごせるようにサービスを提供しています。

いろいろなことに挑戦！趣味活動！

のぎく荘では、好きな活動に参加して頂く「趣味活動の時間」を取り入れています。皆さん、ぬり絵やパズル、脳トレや読書、裁縫等に集中して取り組まれています。新聞やぬり絵の本を持参される方もおられます。



絵をきれいに塗られています。



難しいパズルにも挑戦!!



中庭の草取りも



さすがの手つきです(^_^)



川畑式パズルに挑戦!!



赤ちゃんのお人形かわいかな～



一緒に文字を探して～



自主的に運動もされてます



指先の運動中



調理活動

月に数回、昼食やおやつを手作りしていただけてます。時にはデイサービスの方の分も作っていただく事もあるので、作る量は多くなりますが皆さん手慣れた手つきで協力しながら作られています。



みんなで協力して



調理はお手のもの(^_^)

お団子
でき上がり！



おにぎり作りま〜す。



美味しかよ〜！



素敵な笑顔(^_^)



創作活動

毎月、創作活動を行っています。翌月のカレンダーやミニクリスマスツリー、アイロンビーズでオリジナルキーホルダーなど、素敵な作品が出来上がってます。皆さんの集中力に毎回驚いてます。



素敵なカレンダーの完成！！



介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス A

西原すみれの会



ご利用される皆様が出来る限り要介護状態へ移行されないよう、今の心身機能を可能な限り維持・向上することを目的として、「運動機能向上・認知症予防・生きがい作り」など様々なメニューに取り組まれています。自立支援・自己決定・尊厳の保持を第一に考えサービスの提供を行っています。

*週に一回（月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日）現在 46 名の方がご利用されています。



外出企画

新型コロナウイルス感染症の影響で、自粛していた外出企画を感染者数が減少したタイミングで行いました。今回は菊池市の旭志までお出かけし、お弁当を外で食べ、満開のコスモスやひまわりを眺めながら満足そうでした。

「お出かけせなんけん弱らんごつしとかなん」と運動を頑張られている方もいらっしゃいます。



コスモスきれいかな～



皆さんで集合写真！



満開のコスモスと



ひまわりもキレイです♪



職員も一緒に



青空の下でのお弁当！



外で食べると美味しいです



記念にハイチーズ(^_^)



いつもよりちょっと遠くへ



西原村指定訪問介護事業所



訪問介護（ホームヘルパー）とは？

住み慣れた地域やご自宅で心豊かに安心して暮らせるように、訪問介護員がご利用者様のご自宅に訪問し、身体介護や生活援助などのサービスを通じて、ご自宅での自立した生活をお手伝いいたします。

ご利用者様の思いや、ご家族様の思い、日頃の生活を尊重し、お一人お一人に合った目標をたて、達成できるような支援が行えるよう心がけています。

介護保険で利用できるサービス内容

★ 生活援助 ★ （調理、洗濯、掃除など身の回りの支援）



買い物



調理



洗濯



衣類整理



掃除

★ 身体介護 ★ （直接ご利用者様に触れて行う支援）



食事介助



入浴介助



排泄介助



服薬確認



健康チェック

★ 通院介助 ★



通院に伴う車の乗り降りなど

介護保険以外のサービス内容

障がい者自立支援（家事援助、身体介護、重度訪問介護）

障がいを持たれた方を対象に、ご自宅にて自立した生活が送れるよう必要に応じた支援を行います。

軽度生活支援（お一人暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯）

軽易な日常生活上の支援を必要とする方を対象に、家事援助を行い、自立支援と介護予防を図ります。



出来ることを維持し
出来ない所をお手伝い
することで、その
方らしい生活を支援
いたします！



訪問介護ではどんなサービスがあるの？



サービスの対象者はどんな人？

「要介護1～5」の認定を受けた方が訪問介護を受けることができます。

「要支援1～2」「事業対象者」の認定を受けた方も「介護予防訪問介護」という形でサービス利用ができますが、「要支援1の場合は最大週2回、要支援2の場合は最大3回、事業対象者は週1回まで」といった利用制限もあります。

この介護予防は自立を支援し、あくまで要介護状態にならないための予防という目的があります。

誰が自宅に訪問してくれるの？

訪問介護サービスの利用契約を交わした事業所から、主に下記資格の何らかを取得したホームヘルパーが訪問します。

- ・介護福祉士
- ・介護職員初任者研修終了者等

これらの資格は介護・福祉系の学校や介護事業所で、「身体介護や生活支援に必要な知識や技術」を学び取得します。

訪問介護サービスを受けられる頻度は？

一日に2回以上の訪問介護サービスを利用する場合は、原則としてサービスの時間間隔を2時間以上空けてサービスを行なう必要があります。

これは、2つの訪問介護サービスの間隔が2時間以上空いていなかった場合、2つのサービスを一度のサービスとみなす、「2時間ルール」という規定があるからです。

訪問介護で受けられないサービスは？



訪問介護は、前提として利用者本人だけを対象としたサービスです。
つまり利用者本人が生活を送るうえで日常的に必要な行為や、医師や看護師など専門資格でなければできない医療行為等は訪問介護で受けることはできません。

〈ヘルパーがやらなくても生活に差し支えがないもの〉

- ・家具の移動や電気機具修理
- ・床のワックスかけ
- ・窓のガラス拭き
- ・家具の修理
- ・庭の草むしり
- ・ペットの散歩
- など

〈医療行為にあたるもの〉

- ・インスリン注射
- ・点滴
- ・経管栄養※
- ・たんの吸引※
- ・排便や床ずれの処置
- など

※一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件の下で実施可能

〈本人以外の方〉

- ・家族の分の食事を作る
- ・家族の部屋の掃除や衣類の洗濯などの家事代行
- ・家族の子供の面倒

※お困りごとやご不明な点はお気軽にご相談下さい。

西原村指定訪問介護事業所 【糸田・津留】 TEL：096-279-4141

ケアマネジメントコーナー

要介護認定とは？内容や基準・認定を受ける方法について

要介護認定について、厚生労働省は『介護の手に係る審査判定』で『介護サービスの必要度（どれ位、介護のサービスを行う必要があるか）を判断するもの』と定義しています。その度合いは要支援1・2、要介護1～5、非該当（自立）のいずれかの要介護度で判定されます。要支援よりも要介護の方が介護の必要性が高く、数字が大きいほどに重度であることを示しています。8区分のうちどのレベルに該当するかは、心身状況に関する聞き取り調査や主治医意見書をもとに審査が行われて判定されます。要介護認定を受けると、介護保険を利用して様々な介護サービスを利用できるようになります。

『要支援』と『要介護』は何が違うの？要介護状態の違いは？

状態の目安		利用できるサービス
自立 (非該当)	1人で日常生活を送ることができ、介護や支援が必要ない状態	介護保険は利用できません
要支援1	基本的にはほとんど自力で日常生活を送ることができるが、掃除などの複雑な動作において部分的な支援が必要な状態	介護予防サービス 総合事業サービス
要支援2	基本的にはほとんど自力で日常生活を送ることができるが、運動機能に少し衰えが見られ、部分的な支援が必要となる場面が要支援1よりも多い	
要介護1	身の回りのことはたいてい自力で行えるが運動機能や認知機能にやや衰えが見られ、日常生活を送る上で見守りや部分的な介護が必要な状態	介護保険サービス
要介護2	日常生活において自力でできないことが増え、排泄や入浴など部分的な介護が必要な状態。認知機能が衰え、理解力や思考力が低下している	
要介護3	自力で日常生活を送ることが難しく、歩行、食事、排泄など全面的な介護が必要な状態。認知機能の低下により問題行動が見られることもある	
要介護4	起き上がりや歩行、入浴など全面的な介護が必要で、介護なしには生活を送ることができない状態。思考力や理解力の低下によって意思疎通がやや難しい	
要介護5	寝たきりで意思疎通が困難な状態。寝返りやおむつ交換など全面的な介護が必要とされる	

上記の表はあくまでもおおよその目安です。より詳細な個人の心身の状況を判断するための作業が要介護認定調査や主治医意見書の確認となります。認定調査では専門知識を持つ市町村の職員等が、心身の状態などを一定の基準に基づいて調査します。

主治医意見書は医学的観点から介護の必要性を判断するために必要な書類で、かかりつけ医に記載してもらうことになります。介護予防の意味でも、定期的に病院に通い健康診断を受けに行くなどして日常的に心身の状態を確認してもらうかかりつけ医を持つことが大切です。

要介護認定を受けるまでの流れ

① 役場の介護保険担当窓口で申請する

申請は無料です。申請の際にマイナンバーカードや保険証などが必要になる場合があります。

また、本人が申請できない場合、ご家族や地域包括支援センターなどによる代理申請が可能です。申請の際、かかりつけ医の記入が必要です。申請の前に主治医に介護認定を受けたい旨を相談しておくともスムーズです。



② 認定調査

自治体の職員などの認定調査員が本人の自宅を訪問し、心身の状態や日常生活の様子、住環境、家族の状況などについて聞き取り調査を行います。ご本人による正確な情報の伝達が難しい場合もありますので、できるだけご本人の状況を知るご家族の方の同席が望ましいと思われます。



③ 主治医意見書

聞き取り調査が終わった後は、かかりつけ医に主治医意見書を作成してもらいます。医師への意見書作成依頼は自治体が行います。かかりつけ医による意見書は、要介護認定の新規申請のときだけでなく更新の際にも必要になります。



④ コンピューターによる一次判定

訪問調査の結果と主治医意見書の一部の項目がコンピューターに入力され、要介護認定等基準時間を基に、客観的で公平な観点で要介護度が判定されます。



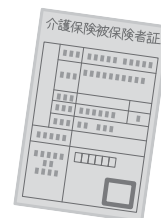
⑤ 介護認定審査会による二次判定

介護認定審査会は保健医療福祉の専門家によって構成されています。一次判定の結果や主治医意見書、特記事項などを基にして最終的な要介護度の判定が行われます。



⑥ 結果通知

上記の流れで審査が進められ、要介護認定の結果（介護保険証）が通知されます。通常は申請を行ってから1か月程度で結果の通知が行われ、要介護度に合わせて介護保険サービスが受けられるようになります。認定には有効期限がありますので、確認が必要です。



介護保険サービスを利用するために欠かせない要介護認定は、介護を行うにあたりしっかりと理解しておきたいことのひとつです。介護保険サービスの利用は、本人のためだけでなく介護する家族の負担軽減にもつながります。

西原村居宅介護支援事業所 TEL : 096-279-4141

THE! 男の料理人 男性料理教室



男性料理教室では、食生活改善推進員さんのご指導のもと、生活習慣病の予防をはじめ、料理未経験の男性の方が単身になった場合も食事の準備に慌てることなく、食生活の乱れを招かないようにする目的があり開催されています。新型コロナウイルスの影響で開催があまりできませんでしたが、継続の方も、新規の方も、共に助け合い励まし合いながら、和気あいあいとした雰囲気の中で行われています。



料理を作る楽しさ、
食べる喜びを
実感しています！

細かい作業もお手のもの！
出来上がりが楽しみです!!!



包丁に縁がない男性の方大募集!!継続のみなさんと共に新規の会員さんを募集しております。
料理を作るだけが目的ではありません。一緒に楽しい居場所作り、仲間作りをしてみませんか？

お問い合わせ：西原村社会福祉協議会 TEL:096-279-4141



在宅介護者の会

のぎくの会



介護が必要な状態になっても住み慣れた地域やご自宅で暮らせることはとても幸せなことです。しかし、ご自宅での生活にはご家族の介護負担が多かれ少なかれ発生します。そんな時、悩みを相談できる、分かち合える仲間や場所があることは、とっても心強いものです。のぎくの会は、在宅でご家族を介護されている方たちで結成する仲間作りの会です。時には息抜きをして日頃の介護疲れを解消しながら、仲間と共に在宅介護にさらに意欲的に取り組んで頂くためにこの会があります。



総会



マッサージでリフレッシュ！



毎回いろんなお話で盛り上がります

在宅で介護をされている方随時募集しています!リフレッシュしながら介護を楽しみましょう!!
お問い合わせ先：279-4141 (西原村社会福祉協議会)

安心ネットワーク（緊急連絡票）の配備

～地域でささえ合い見守っていく仕組みはしっかりと出来ています!!～

【表】

【裏】



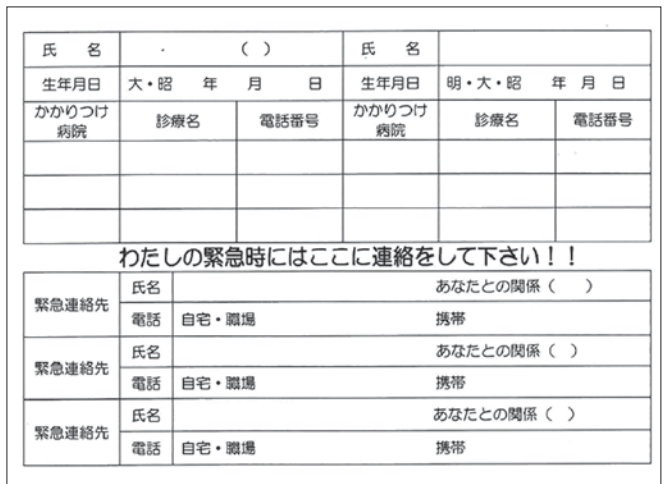
安心ネットワーク
緊急時は裏面を!!

私の住所 熊本県阿蘇郡西原村大字
電話番号

連絡先	名 前	電話番号
西原村役場		279-3111
担当民生児童委員		

 **救 急 119**  **警 察 110**

西原村社会福祉協議会(のぎく荘) 096-279-4141
このカードは社協会費や共同募金配分金の一部を使用して配備しています



氏 名	()	氏 名	()
生年月日	大・昭 年 月 日	生年月日	明・大・昭 年 月 日
かかりつけ 病院	診療名 電話番号	かかりつけ 病院	診療名 電話番号

わたしの緊急時にはここに連絡をして下さい!!

緊急連絡先	氏名	あなたとの関係 ()
	電話 自宅・職場	携帯
緊急連絡先	氏名	あなたとの関係 ()
	電話 自宅・職場	携帯
緊急連絡先	氏名	あなたとの関係 ()
	電話 自宅・職場	携帯

**もしもの時は
冷蔵庫を見よ!!**

マグネット式で冷蔵庫に貼ることが出来ます。また、プライバシーに関する情報は裏面に記入でき、もしも、緊急事態が発生した場合は、直ちに連絡を取ることが出来ます。

【目 的】

地域において緊急事態が発生した場合、その方のご家族やご親族等に一早く連絡をとる必要があります。そのような時、連絡先がわからず大変困った事があったことから、緊急時に素早く対応ができるよう“**安心ネットワーク**”（緊急連絡票）を設置しています。

【対 象】

- ・ 65 才以上の一人暮らし高齢者の方及び、高齢者夫婦世帯
- ・ 昼間一人で過ごしておられる方や、障がいをお持ちの方など地域で検討し必要と思われる方（必要であれば年齢の制限はありません）

【設置申請の流れ】

各地区で設置の必要な方（世帯）を検討

（65 才以上の一人暮らし・高齢者夫婦世帯の方については、ほぼ設置済） 昼間一人で過ごしておられる高齢者の方については一部設置済



本人やご家族の了解を得て民生委員さんが申請書を作成

※申請書の記入については、原則としてご本人やご家族が記入。
但し、記入が難しいなどの場合は、ご本人やご家族の了解を得て民生委員さんが代筆記入。



申請書に必要事項を記入後、社会福祉協議会へ提出



社会福祉協議会で「安心ネットワーク（緊急連絡票）」を作成・申請された世帯へ設置

※安心ネットワーク（緊急連絡票）についてのお尋ねなどございましたら下記までお願いします。

社会福祉法人 西原村社会福祉協議会 TEL：279-4141

地域力を高める「見守り合い」!!

やまびこネットワーク&つなげるネットワーク

住民の方が住みなれた西原村で安心して暮らし続けられるためには、ご近所みんながお互いに心配し合い支え合う「**地域力**」が重要になっています。普段顔を合わせているからこそ、気付くことの出来るSOSもあります。「見守り」は、深刻な事態を未然に防ぐことにつながります。

今こそ皆さんで「**地域力**」を高めましょう!!

★ 日頃からの、あいさつ・声かけ・さりげない見守り

「見守り」にも様々な方法があり、「あいさつをする」「言葉を交わす」「電話で話す」「見かける」等、日々の生活の中にもたくさんの見守りの形があります。

地域で分担して見守りを行うのが『やまびこネットワーク』です

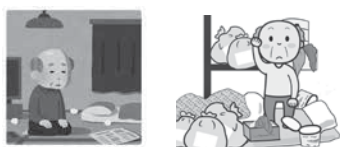


★ 変化に気づく

近所の方に、下記のようないつもと違う様子に気づいたら、

暮らし

- ・しばらく顔をあわせていない
- ・新聞や郵便物がたまっている
- ・同じ衣類ばかり、汚れている など



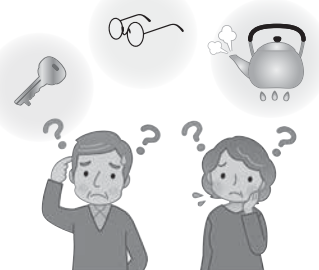
身体

- ・足取りが悪くなった
- ・顔色が悪く、体調も悪い
- ・表情が暗い、元気がない など



認知症

- ・物忘れが目立つ
- ・同じ事を繰り返す
- ・家族が介護に悩んでいる
- ・通帳や印鑑をよく無くす
- ・話のつじつまが合わない など



経済

- ・お金を持っていない
- ・不審な業者が出入りしている など



家族

- ・怒鳴り声や泣き声がある
- ・本人に乱暴にふるまう など



近所の方（区長さん、民生委員さん、シルバーヘルパーさん、サロン役員さんなど）関係者の方々と、対応を検討しましょう!!

★ 支援につなげる

近所の方々と対応を検討し支援につなげるのが、「つなげるネットワーク」です

やまびこネットワーク会議

早期発見
早期支援

やまびこネットワーク
地域での見守りの強化につなげる

西原村社会福祉協議会
西原村地域包括支援センター
専門機関につなげる

☆子育てサポートセンターとは・・・

地域において、子育ての手助けをしてほしい人(利用会員)と子育ての手伝いをしたい人(協力会員)で作られる会員組織です。子育てが安心して子育てと仕事の両立ができるよう相互援助活動を行うものです。

まず、サポートセンターへ会員の登録をします。

- ・利用会員(子どもを預けたい方)
西原村在住 また 勤務されている方
生後三ヶ月から小学校三年生のお持ちの方
- ・協力会員(子どもを預かりたい方)
西原村在住の方
心身ともに健康で子どもの好きな方
男女は問いません
- ・両方会員 利用もするが協力もできる方

【利用料金】

時 間 帯		料 金
基本活動	月曜から金曜日	1時間 700 円
	午前7時～午後8時	(うち 350 円助成)
基本活動 以外	土・日・祝日・早朝・夜間	1時間 800 円
	(上記以外の時間)	(うち 400 円助成)

※利用会員の方は利用料金の半額を助成します。

※援助活動時間は1回につき最低1時間として、以後30分単位とします。

※きょうだいを一緒に預ける場合は2人目以降の料金が半額になります。

こんな時、子どもを預けることができます。(援助活動例)



などなど子育てに関することで

困ったことがあったらまずはお電話下さい。

※子どもを預かる場合は原則として協力会員の家庭において行います。のぎく荘等都合の良い場所でサポートして頂いて構いません。

※援助活動は早朝・夜間に及ぶこともありますが、原則として子どもの宿泊は行いません。

一人で悩んでいませんか?

生活の不安や心配ごと ご相談ください!



失業・病気・人間関係・将来のことなど様々な問題で生活に困っている方、ひとりで悩まずにご相談ください。一緒に考え、解決に向けてサポートしていきます。どうぞお気軽にご利用ください。

あなたの不安を一緒に考え、解決に向けてサポートします。



相談の流れ

相談無料
秘密厳守

①まず困っていることを何でも話してください。

- ★秘密は固く守り、専門の相談員が対応します。
- ★就労や家庭、心身の問題など、みなさんが抱えている問題の相談をお受けします。
- ★相談の内容によっては、適切な対応ができる専門機関へつなげます。
- ★窓口に来られない場合には、相談員が訪問することもできます。
- ※ご本人だけでなく、ご家族の方からの相談もお受けいたします。

②あなたに必要な支援が計画的に提供できるように自立への計画を立てます。

- ★あなたの抱えている課題を把握し、必要な支援を検討します。
- ★あなたの希望を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように自立に向けた支援と一緒につくります。

③自立への目標に向けて一緒に取り組みます。

- ★あなたの問題を解決するために必要な関係機関と連携して支援を行います。
- ★それぞれの状況に合わせて継続して支援します。

生活支援相談窓口を開設しています。

開設日時 月～土曜日【8時30分～17時30分】

西原村社会福祉協議会

電話 279-4141 Fax 279-4388

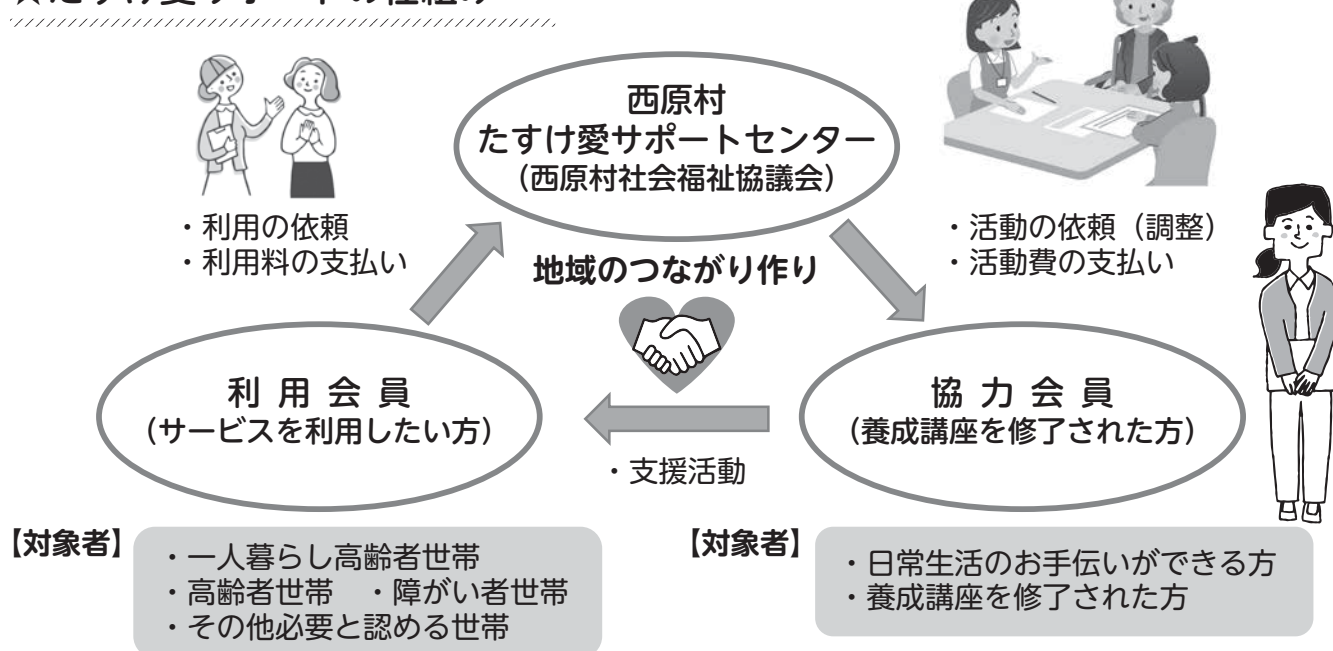
Eメール nishihara-nogiku.4141@wonder.ocn.ne.jp

西原村生活たすけ愛サポート事業

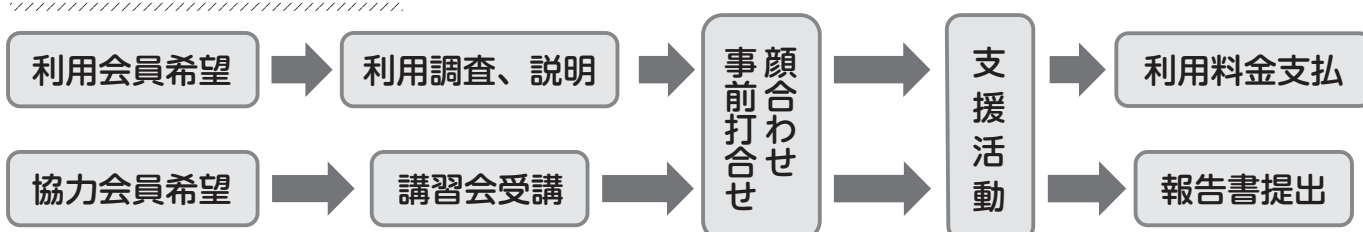
新型コロナウイルス感染症の影響で、事業の開始が遅れていましたが、令和5年4月の事業開始に向けて只今準備を進めています。この「西原村生活たすけ愛サポート事業」とは、地域に住む高齢者や障がいをお持ちの方が、安心して暮らせるよう、生活の中のちょっとした困りごとを、**住民同士**で協力しながら支え合う仕組みを作り上げていく活動です。



★たすけ愛サポートの仕組み



★サービス利用の流れ



★サービスの内容

地域住民が手伝える軽度な支援活動（専門性、危険性、緊急性がない活動）で、なおかつ1時間以内に出来る内容、週に2回まで利用可能

- ・室内の掃除 ・ゴミ出し ・片付け ・衣替え ・ボタン付け ・精米
- ・話し相手 ・手紙の代筆 ・郵便物の投函 ・電球、電池交換
- ・買い物代行 ・冷暖房機の出し入れ ・植木や花壇の水やり
- ・簡単な庭掃除や草取り ・布団干し ・灯油入れ など
- ・その他本会が必要と認める活動



★支援できない内容（専門性、危険性、緊急性を伴う活動）

- ・直接身体に触れる内容および、専門的な身体介護や入院等の付き添い
- ・支援内容が専門的な生業に依頼すべき内容
- ・車の送迎を伴う内容及び利用会員が同乗して行う内容
- ・宿泊を伴う内容
- ・協力会員の日程調整が困難な時
- ・事業の目的に添わないと判断した内容



★サービスの財源

利用会員さんに負担していただく利用料金と、住民のみなさまや、法人企業、各種団体からご協力いただきました「赤い羽根共同募金の配分金」の一部を活用させていただき、利用しやすい料金設定を目指します。

★利用料金、報酬表

支 援 内 容	活動時間	利用会員負担額	配分金負担額	協力会員報酬額
・室内掃除 ・ゴミ出し ・片付け ・衣替え ・話し相手 ・手紙代筆 ・電球、電池交換 ・布団干し入れ ・植木や花壇の水やり ・精米 ・簡単な庭掃除 ・買い物代行 など その他本会が必要と認める活動	5分以内	100 円	50 円	150 円
	15分以内	200 円	100 円	300 円
	30分以内	300 円	150 円	450 円
	45分以内	400 円	200 円	600 円
	60分以内	500 円	250 円	750 円

内 容	キャンセル料
・前日までの取り消し ・やむを得ない理由による当日の取り消し	無料
・自己の都合による当日の取り消し（依頼忘れなど） ・協力会員がお宅に訪問してからの取り消し ・無断取り消し	200 円

【お問い合わせ】 西原村社会福祉協議会 TEL：096-279-4141

身近でできる 命を支える支援

ご家庭に眠っている食品はありませんか？

食べ物がなくて困っている家庭があります。



日本では、年間2,800万トンの食品が破棄され、その中にはまだ食べられるのに捨てられてしまう食品が640万トンもあると言われています。また、私たちの家庭からは、およそ半分の約289万トンが捨てられており、4人家族の1世帯では毎年約6万円相当の食品を捨てている、と推計されています。

でも、それだけではありません。捨てられた食べ物をゴミとして処理するために燃料が使われ温暖化につながるだけでなく、処理するための費用が税金から支払われることになるのです。

このような「食品ロス」を減らすため、私たちは日常生活で何ができるでしょうか？

私たちにできることの一つとして「フードバンク活動」への支援をご検討ください。

● フードバンクを知っていますか？ ●

フードバンクとは「食料銀行」とも呼ばれています。まだ食べられるにもかかわらず、何らかの理由で捨てられてしまう食べものを企業や農家、地域の皆様から分けていただき食べ物がなく困っている方々へ無償で提供する活動です。人も食べ物も救うことができる新しい「食のリサイクル」につながるのがフードバンク活動です。



もったいない

つなぐ

ありがとう

家庭や農家さん
企業さんなど

集める

フードバンク
西原村社会福祉協議会

届ける

生活に困っている
家庭や施設等

★ご提供いただきたい食品例（一品からでも大歓迎です。）

- ・お米(精米、玄米) ・缶詰類 ・瓶詰類 ・贈答品 ・レトルト食品 ・インスタント食品
- ・乾物類 ・ふりかけ類 ・調味料 ・防災備蓄食品 ・バランス栄養食品類 ・お菓子
- ・飲み物類 ・野菜、果物 ・その他、常温で保存可能な食品

フードバンク活動では、安全な食品を皆様にお届けするために、賞味期限が1ヶ月以上あるものや、衛生上問題のない食品のみをお願いしています。フードバンクでは、食べ物を右から左へ横流しするのではなく、“マッチング”をおこない、「必要なものを」「必要な数だけ」「必要なところへ」お渡しすることになります。そのマッチングのための時間や、賞味期限内に確実に、きちんと使っていただくためです。

【受け付けられない食料品例】

- 生もの肉や魚(生鮮食品類) ■お弁当やサンドウィッチ(消費期限が短いため) ■食べ残されたもの(衛生的問題)
- 賞味もしくは、消費期限の切れたものや、記載がない食品(お米や野菜等は除く) ■包装が破損しているもの
- 開封済みのもの ■古すぎるお米 ■その他、安全が確保されないものは受付できません。

フードバンク活動は
「もったいない」を「ありがとう」に変える活動です。

にしはら地域包括支援センターからお知らせ

地域包括支援センターは **高齢者のよろず相談窓口** です

専門職がひとりひとりのご相談に応じ、様々な面から支援します



介護のこと

介護保険サービスを利用したい

- ・利用できるサービスのご説明に伺います。
- ・必要な手続きをお手伝いします。

家族に介護が必要になった

- ・ご本人の状態や生活の様子を伺いながら、必要なサービスを考えます。

健康のこと

今の健康を維持したい

- ・地域の通いの場の紹介や自宅でできる体操や健康講話を行います。

もの忘れが始まってきた

- ・受診や認知症に関する支援を一緒に考えていきます。

権利を守ること

財産管理や今後が心配

- ・成年後見制度など、財産や権利を守る制度やサービスを紹介します。

変な契約をしてしまった

- ・一緒に解決できる方法はないか、警察や消費者センターなどと連携します。

暮らしやすい地域づくり

地域の皆さまと協力体制をつくります

- ・地域で支え合って暮らすための支援を関係者と協議します。

地域での出前講座をします

- ・この症状、この病気、予防等について皆様の健康づくりをお手伝いします。

スタッフのご紹介

保健師
春木 香澄

主任介護支援専門員
大谷 絹代



社会福祉士、管理者
中村 洋行

地域担当
宮本 多智代

様々な相談に対応できるように専門職の職員で構成され高齢者の皆さまの生活を一緒に考えていきます。

相談内容などのプライバシーは守られます。お気軽にご相談ください。

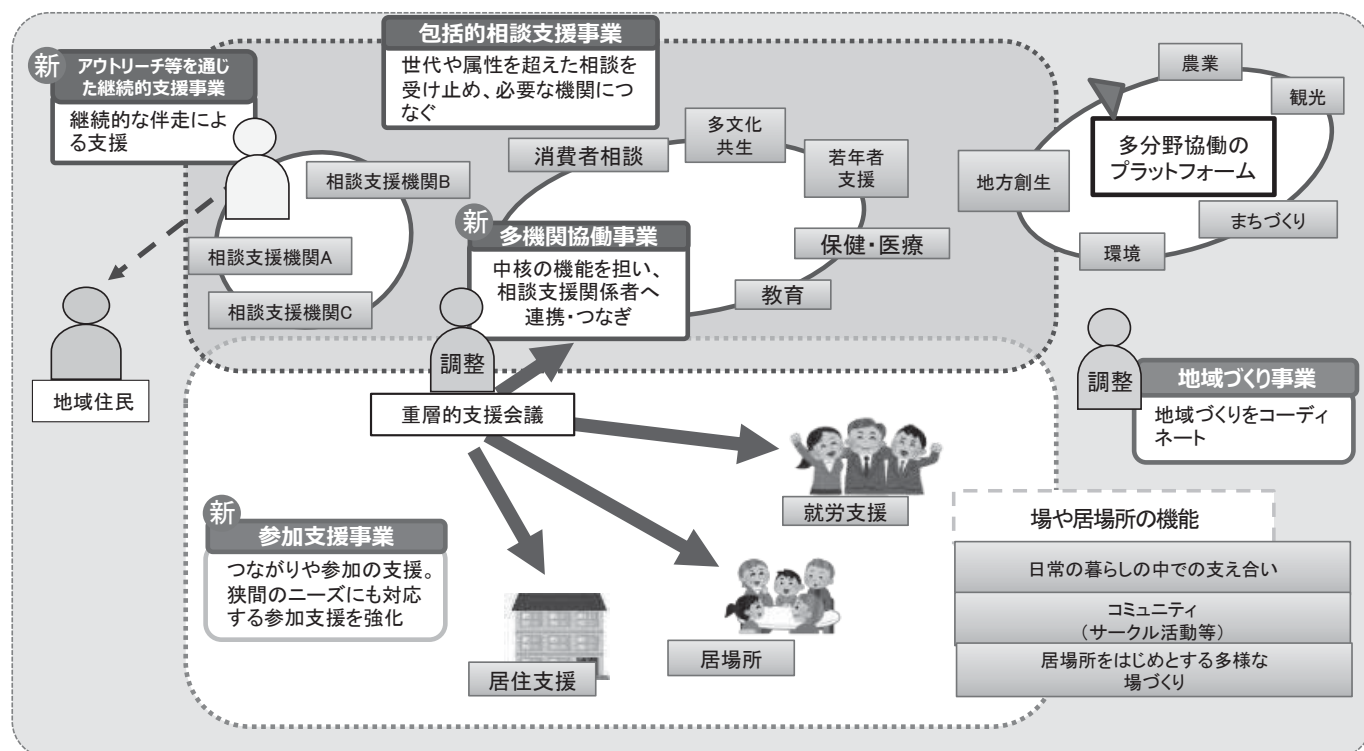
☎096-279-4111 西原村小森 3259 (西原村役場 山河の館前)

西原村地域支えあいセンター

西原村地域支えあいセンターでは、地域共生のむらづくりに向けて、令和4年度より重層的支援体制整備事業（移行準備事業）に取り組んでいます。「属性や世代を問わない相談の受け止め」「多機関の協働をコーディネート」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保」などを推進しています。

地域住民一人ひとりの生活課題を早期に発見し、深刻化させないための支援や、支えあいの仕組みづくりを目指します。

重層的支援体制整備事業（全体）



※厚生労働省 HP より

【全国での事業実施状況は??】 ※令和4年度

重層的支援体制整備事業

134 自治体（熊本県では大津町が実施）

重層的支援体制整備事業の移行準備事業

229 自治体（熊本県では9市町村が実施）

3つの事業で、悩みごとや困りごとの解決方法を一緒に考えます

多機関協働事業

- ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ・複合化、複雑化したニーズがある場合、支援関係機関等で役割分担や支援の方向性を定める

参加支援事業

- ・社会とのつながりを作るための支援を行う
- ・相談者ご本人への継続的な支援と受け入れ先の支援を行う
- ・ニーズを踏まえた支援メニューを充実させる

アウトリーチ事業

- ・支援が届いていない地域住民の方へ支援を届ける
- ・関係機関とのネットワークや、人と人とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける
- ・信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

子ども・障がい・生活困窮・
ひきこもり・就労に関する相談 など

社会福祉士 1名
療育事業相談員 1名
生活困窮者自立支援相談員 1名
生活支援相談員 2名

西原村地域支えあいセンター
小森団地敷地内（西原村小森 3157-1）
電話 096 (273) 8383 FAX 096 (273) 8373
Mail nishihara-sasaeai@galaxy.ocn.ne.jp

※令和5年4月より、月～金の平日のみとなります



ひとりで抱え込まずに
まずはご相談ください



赤い羽根共同募金オリジナルポロシャツ・ジップジャケット

毎年多くの皆様にご協力をいただいております赤い羽根共同募金は、西原村の安心・安全な暮らしを住民の方々と共につくる活動のために大切にに使わせていただいております。

また、共同募金の一部は災害に備えて積み立てられており、大規模な災害が発生した際には、積立金の一部が被災地支援のために役立てられています。

このような共同募金の役割などを多くの皆様にご理解していただくために、オリジナルポロシャツの制作販売をさせていただいております。ご希望の方がいらっしゃいましたら、ぜひ、ご協力よろしくお願いいたします。

★ オリジナルポロシャツ ★

1着 2,000 円



売り上げの一部は、赤い羽根共同募金として募金させていただきます。



【カラー】

SIZE	DRY	ポロシャツ	ポリエステル 100%												
サイズ	120	130	140	150	SS	S	M	L	LL	3L	4L	5L			
コード	21	22	23	24	51	01	02	03	04	06	09	47			
身丈	48	52	56	59	62	65	68	71	74	77	80	82			
身巾	36	38	40	42	44	47	50	53	56	60	64	68			
肩巾	34	36	38	40	42	44	46	48	50	53	56	59			
袖丈	15	16	17	18	19	20	21	22	23	25	26	27			

ホワイト(白)・ネイビー(紺)・ブラック(黒)・ミントグリーン・ライトピンク・ミックスブルー・ミックスグレーなど、全24色

★ オリジナルジップジャケット ★

1着 3,500 円



ホワイト-001 ○ White

サイズ	120	130	140	150	SS	S	M	L	LL	3L
コード	21	22	23	24	51	01	02	03	04	06
身丈	46	49	52	55	61	64	67	70	73	76
身巾	38	40	42	44	46	49	52	55	58	61
肩巾	31	33	35	37	40	42	44	46	48	50
袖丈	43	47	51	55	59	60	62	63	65	65

ポリエステル 80% 綿 20%

【カラー】

・ホワイト ・グレー ・ネイビー ・ブラック ・サンセットオレンジ ・ガーネットレッド
・ターコイズ ・ロイヤルブルー (全8色)

ホームページ



編集
発行

社会福祉法人 西原村社会福祉協議会

TEL 096-279-4141 FAX 096-279-4388

〒861-2402 熊本県阿蘇郡西原村大字小森572番地 地域福祉センターのぎく荘内

Eメール nishihara-nogiku.4141@wonder.ocn.ne.jp https://www.asoyamabiko.jp/nishihara/